

(証券コード 5445)  
平成28年6月6日

株 主 各 位

栃木県小山市横倉新田520番地  
**東京鐵鋼株式会社**  
代表取締役社長 吉原 每文

### 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 栃木県小山市横倉新田520番地<br>当社本社工場4階会場   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第88期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第88期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 剰余金の配当の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件  |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役4名選任の件   |
| 第5号議案           | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  |
| 第6号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  |
| 第7号議案           | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件   |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、58頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年6月28日(火曜日)午後6時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyotekko.co.jp>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済・金融対策などにより、緩やかな回復基調で推移しましたが、年度後半に至り、中国など新興国経済の成長鈍化、欧州・中東での政情不安などから、先行きの不透明感の強まる状況となりました。

当社の属する電炉小棒業界におきましては、鉄筋コンクリート造の需要低迷から出荷量が大きく減少する状況が続いており、製品市況も大幅に下落するなど、厳しい経営環境となりました。

このような中で、当社は主力のネジテツコンならびに関連商品の拡販に注力するとともに、コストダウンに取り組んでまいりました。

当期における連結売上高は、出荷数量の減少、製品単価の下落により前年実績比138億2千4百万円(21.7%)減収の497億8千6百万円となりました。

利益面では、主原料の鉄スクラップ価格の下落による製品価格との値差の拡大がありましたが、出荷数量の減少による影響が大きく、連結営業利益は前年実績比6億5千2百万円(15.2%)減益の36億3千2百万円、連結経常利益は前年実績比6億3千万円(15.0%)減益の35億7千2百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、固定資産売却に伴う税負担の減少があり、前年実績比2千6百万円(1.1%)増益の24億9千6百万円となりました。

##### 事業の部門別売上高

| 事業別  | 前年度        | 当年度        |
|------|------------|------------|
| 鉄鋼事業 | 62,869 百万円 | 49,219 百万円 |
| その他  | 741        | 566        |
| 合計   | 63,610     | 49,786     |

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

**(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度における設備投資は、棒鋼の品質向上および生産設備の維持補修を目的として、21億7千1百万円の投資を実施しました。

**(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度において、増資、社債発行による資金調達は行っておりません。

**(4) 対処すべき課題**

当社は単なる素材提供メーカーに止まることなく、エンジニアリング力を高め、高付加価値品を提供することで、他社との差別化を進め、事業基盤の強化を図る経営戦略を進めています。そのためにネジテツコン・継手の供給体制の確立、研究開発体制の整備、国内営業体制の強化、海外マーケットの開拓に経営資源を重点的に投入しております。

また、東北地区における環境リサイクル事業では、電気炉を頂点として、シュレッダー、炭化炉など一連の処理設備を備えており、廃自動車、廃家電、廃石綿などに加え、新たな処理品目の開拓に取り組むなど、環境リサイクル事業の拡大を図りたいと考えております。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 85 期<br>(平成25年 3 月期) | 第 86 期<br>(平成26年 3 月期) | 第 87 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 88 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年 3 月期) |
|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)             | 54,994                 | 57,725                 | 63,610                 | 49,786                              |
| 経常利益<br>(百万円)            | 4,099                  | 1,675                  | 4,203                  | 3,572                               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 2,905                  | 729                    | 2,469                  | 2,496                               |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)        | 65.00                  | 16.16                  | 53.41                  | 53.91                               |
| 総資産<br>(百万円)             | 50,229                 | 48,630                 | 51,421                 | 50,186                              |
| 純資産                      | 32,183                 | 32,990                 | 35,762                 | 37,394                              |

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
 該当事項はありません。  
 ② 重要な子会社の状況

|   | 会社名              | 資本金<br>百万円 | 当社の<br>出資比率<br>% | 主要な事業内容               |
|---|------------------|------------|------------------|-----------------------|
| 1 | トーテツ興運株式会社       | 50         | 100              | 貨物運搬、燃料の仕入販売、損害保険代理店業 |
| 2 | トーテツ産業株式会社       | 50         | 100              | 棒鋼加工品の製造販売            |
| 3 | 東京鐵鋼土木株式会社       | 100        | 100              | 棒鋼および棒鋼加工品等の販売        |
| 4 | トーテツメンテナンス株式会社   | 20         | 100              | 業務請負および設備等のメンテナンス     |
| 5 | 株式会社 関東メタル       | 80         | 75               | 原材料の集荷・販売             |
| 6 | トーテツ資源株式会社       | 50         | 100              | 原材料の集荷・販売             |
| 7 | ティーティーケイ コリア株式会社 | 91         | 100              | 製品の販売                 |

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社であった東北東京鐵鋼株式会社は、平成27年4月1日に当社と吸収合併し消滅いたしました。  
 2. 前連結会計年度において連結子会社であった鉄特凱商貿(瀋陽)有限公司は、平成28年3月31日に清算終了いたしました。

## (7) 主要な事業内容

| 事業   | 内容                           |
|------|------------------------------|
| 鉄鋼事業 | 棒鋼・棒鋼加工品・機械式継手の製造販売、産業廃棄物の処理 |
| その他  | 貨物運送・設備等のメンテナンス等             |

## (8) 主要な営業所および工場

|                  |          |             |
|------------------|----------|-------------|
| 東京鐵鋼株式会社         | 東京本社     | 東京都千代田区     |
|                  | 大阪支店     | 大阪府大阪市中央区   |
|                  | 名古屋営業所   | 愛知県名古屋市中区   |
|                  | 東北営業所    | 宮城県仙台市青葉区   |
|                  | 福岡営業所    | 福岡県福岡市博多区   |
|                  | 横浜営業所    | 神奈川県横浜市中区   |
|                  | 札幌営業所    | 北海道札幌市中央区   |
|                  | 本社工場     | 栃木県小山市      |
|                  | 総合加工センター | 栃木県小山市      |
| トーテツ興運株式会社       | 八戸工場     | 青森県八戸市      |
|                  | 本社       | 栃木県小山市      |
| トーテツ産業株式会社       | 八戸営業所    | 青森県八戸市      |
|                  | 本社・工場    | 栃木県小山市      |
| 東京鐵鋼土木株式会社       | 栗宮事業所    | 栃木県小山市      |
|                  | 本社       | 東京都千代田区     |
| トーテツメンテナンス株式会社   | 本社       | 栃木県小山市      |
| 株式会社関東メタル        | 本社       | 茨城県猿島郡境町    |
| トーテツ資源株式会社       | 本社       | 青森県八戸市      |
|                  | 弘前営業所    | 青森県南津軽郡田舎館村 |
| ティーティーケイ コリア株式会社 | 本社       | 韓国ソウル市      |

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 677名 | 36名増   |

### ②当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 509名 | 46名増   | 37.9歳 | 13.2年  |

## (10) 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高 |
|--------------|-------|
| 株式会社三井住友銀行   | 560   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 345   |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 242   |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 46,678,577株（自己株式147,951株を除く）  
 (2) 株主数 4,405名  
 (3) 大株主（上位10名）

| 株主名                                                                        | 持株数       | 持株比率 |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------|------|
|                                                                            | 株         | %    |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 4,143,000 | 8.88 |
| 合同製鐵株式会社                                                                   | 2,300,000 | 4.93 |
| 株式会社三井住友銀行                                                                 | 2,262,000 | 4.85 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                  | 2,110,000 | 4.52 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                    | 1,841,000 | 3.94 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT                            | 1,397,000 | 2.99 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                                                 | 1,148,000 | 2.46 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO                                    | 1,118,999 | 2.40 |
| 朝日工業株式会社                                                                   | 930,000   | 1.99 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)                                 | 926,768   | 1.99 |

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式147,951株を除く）の総数に対する割合であります。

### (4) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社グループ従業員持株会を活用し、福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ESOP」を導入しております。本プランについては、連結注記表【追加情報】をご参照ください。

なお、当事業年度の末日において、持株会信託が所有する当社株式344,000株は(3)大株主日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に含まれており、本項における自己株式には含めておりません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名    | 地位および担当                                         | 重要な兼職の状況                                                                           |
|-------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉原 每文 | 取締役社長（代表取締役）                                    | 公益財団法人吉原育英会理事長                                                                     |
| 形田 猛  | 取締役会長                                           | 東北デーパー・スチール株式会社代表取締役社長                                                             |
| 太田 高嗣 | 取締役・上席常務執行役員（最高リスク管理責任者（CRO）、総務・経理、内部監査、内部統制担当） |                                                                                    |
| 阿見 均  | 取締役・上席常務執行役員（中期経営計画、海外・開発担当）                    |                                                                                    |
| 鶴見 長晴 | 取締役・常務執行役員（生産、本社棒鋼事業担当）                         | 株式会社関東メタル代表取締役会長                                                                   |
| 櫻井 憲一 | 取締役・上席執行役員（環境リサイクル担当、環境リサイクル事業部長）               |                                                                                    |
| 松本 好  | 取締役・上席執行役員（棒鋼営業、購買、ネジ加工品事業担当）                   |                                                                                    |
| 石川 原毅 | 取締役・上席執行役員（人事担当、人事部長）                           |                                                                                    |
| 柴田 隆夫 | 取締役・執行役員（IR担当、総務・経理部長）                          |                                                                                    |
| 大橋 茂信 | 取締役・執行役員（開発部長）                                  |                                                                                    |
| 澤田 和也 | 取締役                                             | 馬場・澤田法律事務所 弁護士<br>株式会社アルフレックスジャパン社外監査役                                             |
| 深田 恭司 | 常勤監査役                                           |                                                                                    |
| 押見 政勝 | 常勤監査役                                           |                                                                                    |
| 園部 洋士 | 監査役                                             | 林・園部法律事務所 代表弁護士<br>日本管理センター株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社レググス 社外監査役<br>株式会社PALTEK 社外取締役 |
| 高原 正彦 | 監査役                                             |                                                                                    |

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、岡崎功氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第87回定時株主総会において、高原正彦氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。

3. 取締役澤田和也氏は、社外取締役であります。
4. 監査役園部洋士氏および高原正彦氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、取締役澤田和也氏、監査役園部洋士氏および高原正彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

| 氏 名     | 役名、担当及び職名                |
|---------|--------------------------|
| 飯 塚 一 夫 | 執行役員（本社棒鋼事業部長）           |
| 鶴 見 敏 明 | 執行役員（トーテツ興運株式会社 代表取締役社長） |
| 田 中 能 成 | 執行役員（品質保証担当、総合企画部長）      |
| 武 笠 達 也 | 執行役員（ネジ加工品事業部長 兼 営業企画部長） |
| 佐々木文雄   | 執行役員（東京鐵鋼土木株式会社 代表取締役社長） |
| 矢 島 茂 男 | 執行役員（トーテツ産業株式会社 代表取締役社長） |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

|       | 支給人員 | 支給額       | 摘 要                  |
|-------|------|-----------|----------------------|
| 取 締 役 | 11名  | 308,216千円 | (うち社外取締役1名分) 7,200千円 |
| 監 査 役 | 5名   | 46,608千円  | (うち社外監査役3名分) 9,600千円 |
| 合 計   | 16名  | 354,824千円 |                      |

- (注) 1. 支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した金額を含めております。  
 2. 上記の監査役の支給人員には、平成27年6月26日開催の第87回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役澤田和也氏の兼職先である馬場・澤田法律事務所、株式会社アルフレックスジャパンと当社の間には、特別の関係はありません。
- ・社外監査役園部洋士氏の兼職先である林・園部法律事務所、日本管理センター株式会社、株式会社レッグス、株式会社PALTEKと当社の間には、特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

・ 社外取締役 澤田和也氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、適宜質問し意見を述べています。

・ 社外監査役 園部洋士氏

当該事業年度に開催した取締役会17回中17回に、監査役会13回中13回に出席し、適宜質問し意見を述べています。

・ 社外監査役 高原正彦氏

就任後開催した取締役会13回中13回に、監査役会10回中10回に出席し、適宜質問し意見を述べています。

※ 高原正彦氏は、平成27年6月26日開催の第87回定時株主総会において選任されました。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

33百万円（消費税等別）

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33百万円（消費税等別）

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続に係る報酬を支払っております。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

## (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は、以下のとおりです。

#### (内部統制基本方針)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

#### 1. 当社グループの取締役及び使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 監査役は「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り取締役の職務執行を監査する。
- (3) 当社グループのコンプライアンス体制の基礎として、「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループの役職員に伝えることにより、法令及び定款の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (4) 当社にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの役職員全員がコンプライアンスを確実に実践することを支援・指導する。  
委員会の活動状況については、定期的に取り締り役会及び監査役会に報告する。
- (5) 当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、当社内部及び外部に通報窓口を設ける。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い保存・管理し、10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループのリスク管理体制を「リスクマネジメント規程」として定め、重要なリスクと認識する生産設備、安全、品質、環境の4つの領域をカバーする中央生産設備管理委員会、中央安全衛生管理委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を設置し、これらを統轄する責任者として取締役から選出した最高リスク管理責任者を置く。
  - (2) リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、最高リスク管理責任者は速やかに取締役会、監査役会に報告する。
  - (3) 緊急時における情報の伝達ルート及び対応組織を定め、適切に対応する。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行については「役員執務規則」その他の社内規程に従い、それぞれの分担を明確にし効率的に行われることを確保する。
  - (2) 取締役が全社的な目標を共有すると共に、具体化された部門目標の達成に向けて効率よく業務が執行されるよう、総合予算制度を運用する。目標達成の進捗状況については、毎月開催する定時の取締役会でチェックする。
  - (3) 取締役会での意思決定を効率的に行うため、重要事項については事前に経営会議において審議する。
  
5. 子会社の業務の適正を確保するための体制
  - (1) 「グループ会社管理規程」に基づき子会社を統括する部門が経営管理、経営指導にあたるとともに、子会社に取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
  - (2) 定期的にグループ会社営業報告会を開催し、各社の業務運営状況をチェックする。
  - (3) 当社内部監査担当部門は、各社の業務が適正に執行されているかを監査し、結果を取締役、監査役に報告する。
  - (4) 「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、財務報告の信頼性を確保する。
  
6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を必要とする場合は、内部監査担当者がその任にあたるものとする。なお、さらに必要がある場合には、別途、適切な者を選任する。
  - (2) 内部監査担当者の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

- (3) 補助使用人はその業務を行うにつき監査役の指揮命令に従うものとし、取締役及びその他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
7. 当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当社グループの役職員は、法令、定款違反または当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には直ちに監査役会に報告する。
- (2) 当社グループの役職員は、当社グループに関する法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、監査役に通報できる。
- (3) 前二号の報告をした当社グループの役職員に対し、報告したことを理由として不利益な処遇を一切行わない。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査担当部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。
- (2) 監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 内部統制システム全般

当社では、当社グループについて、内部監査室による業務監査及び内部統制推進チームによる内部統制システムの整備・運用状況の監査を通じ、内部統制システム全般の評価及び改善を実施しています。

また、財務報告に係る内部統制の有効性については、内部統制推進チームと会計監査人が、連携し、統制環境の整備・推進、統制活動のモニタリング等を実施しております。

### ② コンプライアンス

当社は、全取締役を構成員とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンス状況の把握・分析を行うとともに、適宜研修を実施し、コンプライアンス意識の向上、法令違反の未然防止に努めております。

### ③ リスク管理体制

当社は、重要なリスクを管理するために設置した、中央生産設備管理委員会、中央安全衛生委員会、中央品質保証委員会及び中央環境管理委員会を各年2回開催し、各分野におけるリスクの現状把握・分析を行い、必要な対策を講じております。

④ グループ会社管理体制

子会社の業務執行にあたっては、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への承認申請・報告を実施させるとともに、当社取締役と子会社社長を構成員とするグループ会社営業報告会を年4回開催し、子会社の経営状況・課題を把握するとともに、必要な措置を講じております。

⑤ 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役11名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、原則毎月1回開催しています。業務執行状況のチェックの他、重要事項についての審議・決議を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、当社では、執行役員制度を導入しており、監督機能と業務執行機能を区分することにより取締役の職務執行の効率化を図っております。

⑥ 監査役の職務の執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について、協議・決議を行っております。

また、常勤監査役が経営会議等重要な会議へ出席する他、取締役・使用人からのヒアリング、稟議書等重要書類の閲覧を通じて、取締役の職務の執行の監査を行うとともに、内部監査室や会計監査人との定期的な情報交換を通じて、グループ全体の監査の実効性の向上を図っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部   |        | 負 債 の 部       |        |
|-----------|--------|---------------|--------|
| 流 動 資 産   | 22,562 | 流 動 負 債       | 8,082  |
| 現金及び預金    | 10,469 | 支払手形及び買掛金     | 3,531  |
| 受取手形及び売掛金 | 4,712  | 電子記録債務        | 527    |
| 商品及び製品    | 5,524  | 1年内償還予定の社債    | 120    |
| 原材料及び貯蔵品  | 1,329  | 1年内返済予定の長期借入金 | 485    |
| 繰延税金資産    | 407    | リース債務         | 100    |
| その他       | 120    | 未払法人税等        | 270    |
| 貸倒引当金     | △0     | 賞与引当金         | 481    |
| 固 定 資 産   | 27,624 | 役員賞与引当金       | 39     |
| 有形固定資産    | 25,206 | 環境対策引当金       | 330    |
| 建物及び構築物   | 4,779  | その他の他         | 2,193  |
| 機械装置及び運搬具 | 8,652  | 固 定 負 債       | 4,709  |
| 土地        | 10,459 | 社 債           | 440    |
| リース資産     | 404    | 長期借入金         | 1,068  |
| 建設仮勘定     | 223    | リース債務         | 377    |
| その他       | 687    | 再評価に係る繰延税金負債  | 516    |
| 無形固定資産    | 119    | 環境対策引当金       | 228    |
| 投資その他の資産  | 2,298  | 退職給付に係る負債     | 1,583  |
| 投資有価証券    | 1,613  | 資産除去債務        | 69     |
| 繰延税金資産    | 437    | その他           | 425    |
| その他       | 270    | 負 債 合 計       | 12,792 |
| 貸倒引当金     | △22    | 純 資 産 の 部     |        |
| 資 産 合 計   | 50,186 | 株 主 資 本       | 35,920 |
|           |        | 資 本 金         | 5,839  |
|           |        | 資 本 剰 余 金     | 1,851  |
|           |        | 利 益 剰 余 金     | 28,432 |
|           |        | 自 己 株 式       | △203   |
|           |        | その他の包括利益累計額   | 1,427  |
|           |        | その他有価証券評価差額金  | 293    |
|           |        | 土地再評価差額金      | 1,180  |
|           |        | 為替換算調整勘定      | 15     |
|           |        | 退職給付に係る調整累計額  | △61    |
|           |        | 非支配株主持分       | 46     |
|           |        | 純 資 産 合 計     | 37,394 |
|           |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 50,186 |



# 連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|     |  |  |  |  |  |  |  |      |        |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|------|--------|
| 売上  |  |  |  |  |  |  |  |      | 49,786 |
| 売上  |  |  |  |  |  |  |  |      | 39,494 |
| 売上  |  |  |  |  |  |  |  |      | 10,292 |
| 販売費 |  |  |  |  |  |  |  |      | 6,659  |
| 営業  |  |  |  |  |  |  |  |      | 3,632  |
| 営業  |  |  |  |  |  |  |  |      |        |
| 受取  |  |  |  |  |  |  |  | 1    |        |
| 受取  |  |  |  |  |  |  |  | 33   |        |
| 受取  |  |  |  |  |  |  |  | 23   |        |
| 仕入  |  |  |  |  |  |  |  | 49   |        |
| 受取  |  |  |  |  |  |  |  | 46   |        |
| 営業  |  |  |  |  |  |  |  | 66   |        |
| 営業  |  |  |  |  |  |  |  |      | 220    |
| 支払  |  |  |  |  |  |  |  | 47   |        |
| 支払  |  |  |  |  |  |  |  | 164  |        |
| 支払  |  |  |  |  |  |  |  | 58   |        |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  | 10   |        |
| 経常  |  |  |  |  |  |  |  |      | 280    |
| 特別  |  |  |  |  |  |  |  |      | 3,572  |
| 固定  |  |  |  |  |  |  |  | 42   |        |
| 子会  |  |  |  |  |  |  |  | 12   |        |
| 特別  |  |  |  |  |  |  |  |      | 54     |
| 固定  |  |  |  |  |  |  |  | 0    |        |
| 固定  |  |  |  |  |  |  |  | 111  |        |
| 減損  |  |  |  |  |  |  |  | 11   |        |
| 環境  |  |  |  |  |  |  |  | 207  |        |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  | 30   |        |
| 税金  |  |  |  |  |  |  |  |      | 362    |
| 法人  |  |  |  |  |  |  |  | 899  |        |
| 法人  |  |  |  |  |  |  |  | △128 |        |
| 当期  |  |  |  |  |  |  |  |      | 3,265  |
| 非支配 |  |  |  |  |  |  |  |      | 2,494  |
| 親会社 |  |  |  |  |  |  |  |      | △1     |
| 株主に |  |  |  |  |  |  |  |      | 2,496  |
| 帰属  |  |  |  |  |  |  |  |      |        |
| する  |  |  |  |  |  |  |  |      |        |
| 当期  |  |  |  |  |  |  |  |      |        |
| 純利  |  |  |  |  |  |  |  |      |        |
| 益   |  |  |  |  |  |  |  |      |        |

# 連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                              | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                    | 5,839   | 1,851 | 26,583 | △230    | 34,044 |
| 当 期 変 動 額                    |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |       | △653   |         | △653   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |         |       | 2,496  |         | 2,496  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |         |       |        | △3      | △3     |
| 自 己 株 式 の 処 分                |         |       |        | 30      | 30     |
| 土地再評価差額金の取崩                  |         |       | 6      |         | 6      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) |         |       |        |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                | —       | —     | 1,849  | 26      | 1,876  |
| 当 期 末 残 高                    | 5,839   | 1,851 | 28,432 | △203    | 35,920 |

(単位：百万円)

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |              |                  |                   | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-----------------------|--------------|--------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価<br>差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高                    | 477                   | 1,159        | 32           | —                | 1,669             | 48      | 35,762    |
| 当 期 変 動 額                    |                       |              |              |                  |                   |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |              |              |                  |                   |         | △653      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |                       |              |              |                  |                   |         | 2,496     |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                       |              |              |                  |                   |         | △3        |
| 自 己 株 式 の 処 分                |                       |              |              |                  |                   |         | 30        |
| 土地再評価差額金の取崩                  |                       |              |              |                  |                   |         | 6         |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純額) | △183                  | 20           | △17          | △61              | △242              | △1      | △244      |
| 当 期 変 動 額 合 計                | △183                  | 20           | △17          | △61              | △242              | △1      | 1,632     |
| 当 期 末 残 高                    | 293                   | 1,180        | 15           | △61              | 1,427             | 46      | 37,394    |

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 トーテツ資源(株) トーテツメンテナンス(株)

トーテツ興運(株) トーテツ産業(株)

(株)関東メタル 東京鐵鋼土木(株)

ティーティーケイ コリア(株)

子会社はすべて連結しております。

前連結会計年度において連結子会社でありました東北東京鐵鋼(株)は平成27年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しているため、連結の範囲から除外しております。

また、鉄特凱商貿(瀋陽)有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東北デーパー・スチール(株)

持分法を適用しない理由

当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ティーティーケイ コリア(株)の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法

## ②たな卸資産

製品、商品、原材料 …………… 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品 …………… 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産(リース資産を除く)

#### 定率法及び定額法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

### ②無形固定資産(リース資産を除く)

#### 定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により設定しております。

### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### ③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### ④環境対策引当金

保管するPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度で一括費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

③未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

②ヘッジ会計の方法

(Ⅰ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(Ⅱ) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払利息

(Ⅲ) ヘッジ方針

デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行っておりません。

(Ⅳ) ヘッジ有効性評価の方法

全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。

## 会計方針の変更

「企業統合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

## 未適用の会計基準等

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

### (1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ③（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

### (2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

## 表示方法の変更

支払手数料の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外費用のその他（前連結会計年度43百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、支払手数料（当連結会計年度58百万円）として表示しております。

## 追加情報

1. 当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当社は、平成25年10月31日開催の取締役会決議に基づいて、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、グループ従業員持株会の活性化を進めることを目的として、「従業員持株会信託型ESOP」（以下、「本制度」といいます。）を導入致しました。

本制度は、「東京鐵鋼従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての当社グループ社員を対象とするインセンティブ・プランです。

本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」といいます。）を設定し、持株会信託は以後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得しました。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却していきます。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度166百万円、422千株、当連結会計年度135百万円、344千株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度163百万円、当連結会計年度124百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が30百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が36百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円、退職給付に係る調整累計額が△1百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は27百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 4,370百万円  |
| 機械装置及び運搬具 | 8,469百万円  |
| 土地        | 10,008百万円 |
| 合計        | 22,848百万円 |

### 担保に係る債務の金額

|               |        |
|---------------|--------|
| 1年内償還予定の社債    | 120百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 185百万円 |
| 社債            | 440百万円 |
| 長期借入金         | 643百万円 |

|    |          |
|----|----------|
| 合計 | 1,389百万円 |
|----|----------|

2. 有形固定資産の減価償却累計額 51,023百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額 1,314百万円

### 4. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

#### ・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成13年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 2,879$ 百万円

### 5. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の安定性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額 13,000百万円

借入実行残高 —

差引額 13,000百万円



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 46,826,528株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 466百万円 | 10円      | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金支払額4百万円を含んでおります。

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成27年10月30日<br>取締役会 | 普通株式  | 186百万円 | 4円       | 平成27年9月30日 | 平成27年12月3日 |

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金支払額1百万円を含んでおります。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成28年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 373百万円 | 8円       | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円を含んでおります。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達には銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することでリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は主に設備投資資金（長期）であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対し金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。また、長期借入金には、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。当該契約は金利の変動リスクを内包しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額（*） | 時価（*）   | 差額 |
|-----------------------|-------------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金            | 10,469            | 10,469  | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 4,712             | 4,712   | —  |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1,542             | 1,542   | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金         | (3,531)           | (3,531) | —  |
| (5) 電子記録債務            | (527)             | (527)   | —  |
| (6) 社債                | (560)             | (559)   | △0 |
| (7) 長期借入金             | (1,553)           | (1,553) | 0  |
| (8) デリバティブ取引          | —                 | —       | —  |

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、社債には1年内償還予定も含めております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象と

されており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、「従業員持株会信託型ESOP」の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定も含めております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(7)参照）。

(注2)非上場株式（連結貸借対照表計上額70百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

**1 株当たり情報に関する注記**

|               |         |
|---------------|---------|
| 1 株当たり純資産額    | 806円05銭 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 53円91銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

東京鐵鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 島 祥 朗 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 村 久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京鐵鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |        | 負 債 の 部                   |        |
|-----------------|--------|---------------------------|--------|
| 流 動 資 産         | 18,500 | 流 動 負 債                   | 7,648  |
| 現 金 及 び 預 金     | 6,543  | 支 払 手 形                   | 1,372  |
| 受 取 手 形         | 54     | 電 子 記 録 債 務               | 465    |
| 売 掛 金           | 4,317  | 買 掛 金                     | 1,912  |
| 商 品 及 び 製 品     | 5,453  | 1 年 内 償 還 予 定 の 社 債       | 120    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 1,324  | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 485    |
| 前 払 費 用         | 84     | 一 ス 債 務                   | 83     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 340    | 未 払 金                     | 1,253  |
| 未 収 入 金         | 50     | 未 払 費 用                   | 391    |
| そ の 他           | 331    | 未 払 法 人 税 等               | 150    |
| 固 定 資 産         | 27,716 | 賞 与 引 当 金                 | 362    |
| 有 形 固 定 資 産     | 24,262 | 役 員 賞 与 引 当 金             | 39     |
| 建 物             | 3,940  | 環 境 対 策 引 当 金             | 330    |
| 構 築 物           | 562    | 預 設 備 関 係 支 払 手 形         | 25     |
| 機 械 及 び 装 置     | 8,469  | そ の 他                     | 644    |
| 車 両 運 搬 具       | 4      | 固 定 負 債                   | 4,549  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 674    | 社 債                       | 440    |
| 土 地             | 10,032 | 長 期 借 入 金                 | 1,068  |
| リ ー ス 資 産       | 368    | リ ー ス 債 務                 | 346    |
| 建 設 仮 勘 定       | 210    | 退 職 給 付 引 当 金             | 1,446  |
| 無 形 固 定 資 産     | 104    | 環 境 対 策 引 当 金             | 228    |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 30     | 資 産 除 去 債 務               | 69     |
| そ の 他           | 73     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   | 516    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,349  | そ の 他                     | 434    |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,583  | 負 債 合 計                   | 12,197 |
| 関 係 会 社 株 式     | 1,151  | 純 資 産 の 部                 |        |
| 出 資 金           | 7      | 株 主 資 本                   | 32,551 |
| 長 期 前 払 費 用     | 19     | 資 本 本 剰 余 金               | 5,839  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 392    | 資 本 準 備 金                 | 547    |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 190    | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 0      |
| そ の 他           | 26     | 利 益 剰 余 金                 | 26,366 |
| 貸 倒 引 当 金       | △22    | 利 益 準 備 金                 | 448    |
| 資 産 合 計         | 46,216 | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 25,918 |
|                 |        | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 25,918 |
|                 |        | 自 己 株 式                   | △203   |
|                 |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 1,468  |
|                 |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 287    |
|                 |        | 土 地 再 評 価 差 額 金           | 1,180  |
|                 |        | 純 資 産 合 計                 | 34,019 |
|                 |        | 負 債 純 資 産 合 計             | 46,216 |

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|       |   |    |   |        |
|-------|---|----|---|--------|
| 売     | 上 | 高  |   | 47,344 |
| 売     | 上 | 原  |   | 38,570 |
| 利     | 益 |    |   | 8,773  |
| 販     | 売 | 費  | 及 | び      |
| 一     | 般 | 管  | 理 | 費      |
| 5,920 |   |    |   |        |
| 営     | 業 | 業  | 利 | 益      |
| 2,852 |   |    |   |        |
| 営     | 業 | 外  | 収 | 益      |
| 受     | 取 | 利  | 息 | 5      |
| 受     | 取 | 配  | 当 | 533    |
| 受     | 取 | 賃  | 貸 | 112    |
| 仕     | 入 | 割  | 引 | 52     |
| 雑     | 収 | 入  |   | 102    |
| 805   |   |    |   |        |
| 営     | 業 | 外  | 費 | 用      |
| 支     | 払 | 利  | 息 | 49     |
| 支     | 上 | 割  | 引 | 165    |
| 支     | 払 | 手  | 数 | 58     |
| 賃     | 貸 | 設  | 備 | 償      |
| 賃     | 貸 | 設  | 備 | 費      |
| 28    |   |    |   |        |
| 23    |   |    |   |        |
| 雑     | 損 | 失  |   | 10     |
| 335   |   |    |   |        |
| 経     | 常 | 利  | 益 |        |
| 3,322 |   |    |   |        |
| 特     | 別 | 利  | 益 |        |
| 抱     | 合 | 株  | 式 | 消      |
| 固     | 定 | 資  | 産 | 減      |
| 2,989 |   |    |   |        |
| 差     | 益 |    |   |        |
| 39    |   |    |   |        |
| 3,028 |   |    |   |        |
| 特     | 別 | 損  | 失 |        |
| 固     | 定 | 資  | 産 | 除      |
| 101   |   |    |   |        |
| 減     | 損 | 損  | 失 | 11     |
| 11    |   |    |   |        |
| 環     | 境 | 対  | 策 | 引      |
| 207   |   |    |   |        |
| 当     | 金 | 繰  | 入 |        |
| 31    |   |    |   |        |
| 352   |   |    |   |        |
| 税     | 引 | 前  | 当 | 期      |
| 純     | 利 | 益  |   |        |
| 5,997 |   |    |   |        |
| 法     | 人 | 税、 | 住 | 民      |
| 法     | 人 | 税  | 等 | 調      |
| 632   |   |    |   |        |
| △131  |   |    |   |        |
| 500   |   |    |   |        |
| 当     | 期 | 純  | 利 | 益      |
| 5,496 |   |    |   |        |

# 株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                                       |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高                             | 5,839   | 547       | 0               | 547           |
| 当 期 変 動 額                             |         |           |                 |               |
| 剰 余 金 の 配 当                           |         |           |                 |               |
| 当 期 純 利 益                             |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |         |           |                 |               |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |         |           |                 |               |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                 |         |           |                 |               |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                 |               |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | —       | —         | —               | —             |
| 当 期 末 残 高                             | 5,839   | 547       | 0               | 547           |

(単位：百万円)

|                                       | 株 主 資 本   |                 |               |         |             |
|---------------------------------------|-----------|-----------------|---------------|---------|-------------|
|                                       | 利 益 剰 余 金 |                 |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                                       | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
| 繰 越 利 益 剰 余 金                         |           |                 |               |         |             |
| 当 期 首 残 高                             | 383       | 21,133          | 21,516        | △230    | 27,673      |
| 当 期 変 動 額                             |           |                 |               |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                           | 65        | △718            | △653          |         | △653        |
| 当 期 純 利 益                             |           | 5,496           | 5,496         |         | 5,496       |
| 自 己 株 式 の 取 得                         |           |                 |               | △3      | △3          |
| 自 己 株 式 の 処 分                         |           |                 |               | 30      | 30          |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                 |           | 6               | 6             |         | 6           |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |           |                 |               |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                         | 65        | 4,784           | 4,850         | 26      | 4,877       |
| 当 期 末 残 高                             | 448       | 25,918          | 26,366        | △203    | 32,551      |



(単位：百万円)

|                          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |          |                 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|------------------|----------|-----------------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                | 464              | 1,159    | 1,624           | 29,298    |
| 当 期 変 動 額                |                  |          |                 |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |                  |          |                 | △653      |
| 当 期 純 利 益                |                  |          |                 | 5,496     |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                  |          |                 | △3        |
| 自 己 株 式 の 処 分            |                  |          |                 | 30        |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の<br>取 崩 |                  |          |                 | 6         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)  | △176             | 20       | △156            | △156      |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △176             | 20       | △156            | 4,721     |
| 当 期 末 残 高                | 287              | 1,180    | 1,468           | 34,019    |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、 商 品、 原 材 料……………総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯 蔵 品……………主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建 物……………定額法及び定率法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

構 築 物 ・ 車 両 運 搬 具……………定率法

機 械 及 び 装 置 ・ 工 具、 器 具 及 び 備 品……………定額法及び定率法

なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により設定しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、発生した事業年度で一括費用処理しております。
- (5) 環境対策引当金……………保管するPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において合理的に見積ることができる見込額を引当計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は次のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払利息

- ③ ヘッジ方針……………デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、実需に基づくものに限定し、投機目的の取引は行っておりません。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法…全て、特例処理を採用している金利スワップ取引であるため、有効性の評価を省略しております。

- (2) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

## 表示方法の変更

支払手数料の表示方法は、従来、損益計算書上、雑損失（前事業年度8百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、支払手数料（当事業年度58百万円）として表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| 1. 担保に供している資産                          |           |
| 建物                                     | 3,908百万円  |
| 構築物                                    | 462百万円    |
| 機械及び装置                                 | 8,469百万円  |
| 土地                                     | 10,008百万円 |
| 合 計                                    | 22,848百万円 |
| 担保に係る債務の金額                             |           |
| 1年内償還予定の社債                             | 120百万円    |
| 1年内返済予定の長期借入金                          | 185百万円    |
| 社 債                                    | 440百万円    |
| 長期借入金                                  | 643百万円    |
| 合 計                                    | 1,389百万円  |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                      | 49,346百万円 |
| 3. 有形固定資産の圧縮記帳累計額                      | 1,314百万円  |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                  |           |
| 関係会社に対する短期金銭債権                         | 934百万円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務                         | 472百万円    |
| 関係会社に対する長期金銭債務                         | 8百万円      |
| 5. 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務              |           |
| 取締役及び監査役に対する長期金銭債務<br>（役員退職慰労金打切支給未払分） | 388百万円    |

## 6. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

### ・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づきこれに合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価による方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成13年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と  
再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 2,879$ 百万円

## 7. コミットメントライン設定契約

当社は、資金調達の安定性と機動性を高めるため取引銀行9行とコミットメントライン設定契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|            |           |
|------------|-----------|
| コミットメントの総額 | 13,000百万円 |
| 借入実行残高     | —         |
| 差引額        | 13,000百万円 |

## 損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 営業取引高 売上高  | 5,264百万円 |
| 仕入高        | 6,765百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 116百万円   |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 当事業年度末日における自己株式の数 | 491,951株 |
|-------------------|----------|

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

|            |          |
|------------|----------|
| 棚卸資産       | 44百万円    |
| 賞与引当金      | 126百万円   |
| 貸倒引当金      | 6百万円     |
| 退職給付引当金    | 441百万円   |
| 役員退職未払金    | 118百万円   |
| ゴルフ会員権評価損  | 0百万円     |
| 厚生施設会員権評価損 | 5百万円     |
| 投資有価証券評価損  | 46百万円    |
| 投資資産評価損    | 2百万円     |
| 減損損失       | 116百万円   |
| 環境対策引当金    | 171百万円   |
| 未払事業税      | 21百万円    |
| 資産除去債務     | 21百万円    |
| 復興特区の税額控除  | 42百万円    |
| その他        | 15百万円    |
| 繰延税金資産小計   | 1,180百万円 |
| 繰延税金負債との相殺 | △125百万円  |
| 評価性引当額     | △321百万円  |
| 繰延税金資産合計   | 733百万円   |

### 2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 土地の再評価に係る繰延税金負債 | 516百万円  |
| その他有価証券評価差額金    | 114百万円  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 11百万円   |
| 繰延税金負債小計        | 642百万円  |
| 繰延税金資産との相殺      | △125百万円 |
| 繰延税金負債合計        | 516百万円  |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が32百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が38百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は27百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注1, 2) | 科 目 | 期 末 残 高 |
|-----|-------------|----------------|-----------|-------|-------------|-----|---------|
| 役 員 | 吉原 每文       | 被所有直接0.305%    | 当社代表取締役   | 土地の売却 | 38          | —   | —       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考にして交渉により決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含んでおりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 734円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 118円73銭 |

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

東京鐵鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 田 島 祥 朗 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 新 村 久 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京鐵鋼株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店・工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、実用に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

東京鐵鋼株式会社 監査役会

常勤監査役 深 田 恭 司 ㊟

常勤監査役 押 見 政 勝 ㊟

社外監査役 園 部 洋 士 ㊟

社外監査役 高 原 正 彦 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、財務体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しながら、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては業績、財務状況等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株当たり金8円、総額373,428,616円  
なお、既にお支払いしております中間配当金4円を含めました当期の年間配当金は、1株当たり12円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実により企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定の新設等の変更を行うものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる取締役等の範囲が変更されたことから、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約の締結を可能とするため、現行定款第29条（取締役の責任限定契約）の規定を変更するものであります。なお、この規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第35条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- (4) 本議案に係る定款一部変更は、本総会終結の時をもって、その効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第二章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるほか、取締役名誉会長、取締役会長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(顧問及び相談役)<br/>第23条 (条文省略)</p> | <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)<br/>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を定めるほか、取締役名誉会長、取締役会長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(顧問及び相談役)<br/>第23条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)<br/>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)<br/>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任限定契約)<br/>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第五章 監査役および監査役会<br/>(員数)<br/>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(報酬等)<br/>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)<br/>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)<br/>第27条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/>第28条 <u>取締役会は、その決議によって、会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)<br/>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)<br/>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)<br/>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                        | 変 更 案 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>(選任方法)<br/> <u>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</u><br/> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                              | (削除)  |
| <p>(任期)<br/> <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>      | (削除)  |
| <p>(補欠監査役の選任)<br/> <u>第33条 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、本定款に定めた員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の監査役を選任することができる。</u></p>                                                           | (削除)  |
| <p>(補欠監査役の予選の効力)<br/> <u>第34条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p>                                                                          | (削除)  |
| <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                    | (削除)  |
| <p>(報酬等)<br/> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                         | (削除)  |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/> <u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除)  |



| 現 行 定 款                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規程)<br/> 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>                                                            | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                 |
| <p>(監査役の責任限定契約)<br/> 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                 |
| <p>(新設)<br/> (新設)</p>                                                                                                              | <p>第五章 監査等委員会<br/> (監査等委員会)<br/> 第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。<br/> 2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                            |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                        | <p>(監査等委員会の招集通知)<br/> 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                        | <p>(監査等委員会規則)<br/> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>                                                                             |
| <p>第六章 計算</p>                                                                                                                      | <p>第六章 計算</p>                                                                                                                                               |
| <p>(事業年度)<br/> 第40条 (条文省略)</p>                                                                                                     | <p>(事業年度)<br/> 第34条 (現行どおり)</p>                                                                                                                             |
| <p>(剰余金の配当)<br/> 第41条 当社の剰余金の配当に関する事項は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                         | <p>(剰余金の配当等の決定機関)<br/> 第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</p>                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(中間配当)<br/> <u>第42条</u> 当社は、1事業年度の途中において1回<br/> に限り取締役会の決議によって剰余金の配当<br/> (以下「中間配当」という)を行うことができ<br/> る。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/> <u>第43条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31<br/> 日とする。<br/> 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30<br/> 日とする。<br/> (新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)<br/> <u>第44条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)<br/> <u>第36条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日<br/> とする。<br/> 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日<br/> とする。<br/> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当<br/> をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)<br/> <u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p><b>【附則】</b><br/> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/> <u>第88回定時株主総会終結前の社外監査役(社外<br/> 監査役であった者を含む。)の行為に関する会<br/> 社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契<br/> 約については、なお従前の例による。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員(11名)は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | 吉原 毎文<br>(昭和22年5月15日生) | 昭和48年5月 当社入社<br>昭和51年1月 営業部長<br>昭和56年2月 取締役営業部長就任<br>昭和60年2月 常務取締役営業本部長就任<br>昭和63年6月 代表取締役副社長就任<br>平成4年6月 代表取締役社長就任(現)<br>(重要な兼職の状況)<br>(公財)吉原育英会理事長                                                                                     | 142,143株        |
| 2     | 形田 猛<br>(昭和19年2月9日生)   | 平成6年6月 (株)さくら銀行銀座支店長<br>平成9年4月 当社顧問<br>平成9年6月 常務取締役棒鋼販売部、購買統括部担当就任<br>平成14年6月 専務取締役社長補佐兼事業部門担当就任<br>平成19年6月 代表取締役専務取締役専務執行役員（業務執行統括）就任<br>平成22年6月 代表取締役副社長副社長執行役員（業務執行統括）就任<br>平成24年6月 取締役会長就任（現）<br>(重要な兼職の状況)<br>東北デーパー・スチール(株)代表取締役社長 | 19,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | あ み ひとし<br>阿 見 均<br>(昭和27年3月30日生)       | 昭和49年4月 当社入社<br>平成12年4月 ネジ・加工品事業部長<br>平成14年6月 取締役ネジ・加工品事業部長就任<br>平成22年6月 取締役開発、グローバルプロジェクト担当常務執行役員就任<br>平成24年6月 取締役海外、開発担当上席常務執行役員就任<br>平成27年6月 取締役中期経営計画、海外・開発担当上席常務執行役員就任(現) | 6,000株             |
| 4         | つる み たけ はる<br>鶴 見 長 晴<br>(昭和25年12月20日生) | 昭和44年3月 当社入社<br>平成13年4月 本社棒鋼事業部長<br>平成14年6月 取締役棒鋼事業部長就任<br>平成22年6月 取締役生産担当常務執行役員就任<br>平成26年6月 取締役生産、本社棒鋼事業担当常務執行役員就任(現)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱関東メタル代表取締役会長                         | 9,000株             |
| 5         | さくら い けん いち<br>櫻 井 憲 一<br>(昭和27年7月18日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成13年4月 東北棒鋼事業部長兼八戸事業所長<br>平成18年6月 取締役東北棒鋼事業部長就任<br>平成27年4月 取締役環境リサイクル担当上席執行役員環境リサイクル事業部長就任(現)                                                                 | 2,000株             |
| 6         | まつ もと このむ<br>松 本 好<br>(昭和27年9月23日生)     | 昭和50年4月 当社入社<br>平成10年10月 棒鋼営業部長<br>平成18年7月 SCM本部長<br>平成19年6月 取締役執行役員総合企画部長就任<br>平成24年6月 取締役営業・購買担当上席執行役員ネジ加工品事業部長就任<br>平成28年4月 取締役棒鋼営業、購買、ネジ加工品事業、OEM管理担当上席執行役員就任(現)           | 10,000株            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 7     | いし かわ ら つよし<br>石川原毅<br>(昭和28年4月11日生) | 昭和48年8月 当社入社<br>平成18年7月 人事部長<br>平成22年7月 執行役員人事部長<br>平成24年6月 取締役執行役員人事部長就任<br>平成26年6月 取締役上席執行役員人事部長就任<br>平成27年6月 取締役人事担当上席執行役員人事部長就任<br>(現)                 | 8,000株          |
| 8     | しば た たか お<br>柴田隆夫<br>(昭和33年9月5日生)    | 平成20年10月 (株)日本総合研究所総合研究部門第一事業部<br>付部長<br>平成22年5月 当社入社 総務・経理部担当部長<br>平成23年7月 執行役員総務・経理部長<br>平成24年6月 取締役執行役員総務・経理部長就任<br>平成27年6月 取締役IR担当執行役員総務・経理部長就任<br>(現) | 3,000株          |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                     | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | ※ ふか だ きょう じ<br>深田恭司<br>(昭和26年3月21日生) | 平成2年7月 当社入社<br>平成11年1月 総合企画部長<br>平成14年6月 取締役総合企画部長<br>平成19年6月 監査役就任 (現) | 6,000株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2     | ※<br>さわ だ かず や<br>澤田和也<br>(昭和36年1月18日生)   | 平成4年4月 弁護士登録<br>平成8年4月 馬場・澤田法律事務所入所(現)<br>平成17年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授(現)<br>平成23年9月 ㈱アルフレックスジャパン社外監査役就任(現)<br>平成24年6月 当社監査役就任<br>平成26年6月 当社取締役就任(現)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱アルフレックスジャパン社外監査役                                                                                                       | 0株              |
| 3     | ※<br>その べ ひろ し<br>園部洋士<br>(昭和40年2月12日生)   | 平成6年4月 弁護士登録<br>平成6年4月 須田清法律事務所入所<br>平成13年10月 林・園部・藤ヶ崎法律事務所(現 林・園部法律事務所)開設(現)<br>平成22年3月 日本管理センター㈱社外監査役就任<br>平成25年3月 ㈱レグス社外監査役就任(現)<br>平成26年6月 当社監査役就任(現)<br>平成28年3月 ㈱PALTEK社外取締役就任(現)<br>平成28年3月 日本管理センター㈱社外取締役(監査等委員)就任(現)<br>(重要な兼職の状況)<br>日本管理センター㈱社外取締役(監査等委員)<br>㈱レグス社外監査役<br>㈱PALTEK社外取締役 | 0株              |
| 4     | ※<br>たか はら まさ ひこ<br>高原正彦<br>(昭和22年3月24日生) | 平成7年6月 ㈱さくら銀行理事・神田支店長<br>平成13年8月 ㈱陽和専務取締役<br>平成15年2月 銀泉㈱専務取締役<br>平成21年6月 銀泉㈱退任<br>平成27年6月 当社監査役就任(現)                                                                                                                                                                                             | 0株              |

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 当社は、定款の規定に基づき澤田和也氏、園部洋士氏、高原正彦氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、善意で且つ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

なお、選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

また、深田恭司氏とは、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件に、業務執行取締役でない同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 澤田和也氏、園部洋士氏、高原正彦氏は、社外取締役候補者であります。
  - (1) 澤田和也氏を社外取締役候補者とした理由  
弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に活かすことを期待し、社外取締役としての就任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (2) 園部洋士氏を社外取締役候補者とした理由  
弁護士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に活かすことを期待し、社外取締役としての就任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - (3) 高原正彦氏を社外取締役候補者とした理由  
長年の銀行業務経験による専門知識と、事業会社経営者としての豊富なビジネス経験を当社の経営に活かすことを期待し、社外取締役としての就任をお願いするものです。
5. 澤田和也氏は、当社社外監査役として2年間に在任し、その後当社社外取締役に就任し、在任期間は、本総会終結時をもって2年となります。  
園部洋士氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結時をもって2年となります。  
高原正彦氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結時をもって1年となります。
6. 当社は、澤田和也氏、園部洋士氏、高原正彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合は、改めて独立役員として届け出る予定であります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式の数 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| かみ やま とし お<br>神山敏夫<br>(昭和16年11月18日生) | 昭和44年2月 公認会計士登録<br>昭和44年2月 神山公認会計士事務所開設(現)<br>昭和44年5月 税理士登録<br>平成4年7月 日本公認会計士協会理事<br>平成13年8月 日本公認会計士協会不服審査委員長<br>平成13年8月 公認会計士試験委員<br>平成16年7月 日本公認会計士協会監事<br>平成27年7月 税理士法人神山会計開設(現)<br>平成28年2月 (株)日本会計士学館代表取締役会長(現)<br>(重要な兼職の状況)<br>日本証券金融(株)社外監査役 | 0株              |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 神山敏夫氏が社外取締役に就任された場合、当社は、定款の規定に基づき同氏と責任限定契約を締結する予定です。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、善意で且つ重大な過失がないときは会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものです。
3. 神山敏夫氏は補欠社外取締役候補者です。公認会計士としての豊富な経験と高い見識を、当社の経営に活かすことを期待し、補欠社外取締役としての就任をお願いするものです。
4. 神山敏夫氏が社外取締役に就任された場合、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立委員として届け出る予定です。

## 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成22年6月29日開催の第82回定時株主総会において、年額4億5千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4億5千万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は11名(うち社外取締役1名)であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、8名となります。



なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額7千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成28年6月28日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) 画面のドット数が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. ウェブブラウザとして Ver. 5. 01 SP2 以降のMicrosoft®Internet Explorer

イ. PDFファイルブラウザとして Ver. 4. 0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、

Ver6. 0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™及びAdobe® Reader®は

米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00 土日休日を除く)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

#### ※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 東京鐵鋼株式会社

## 第88回定時株主總會会場ご案内図

東京鐵鋼株式会社 本社工場 4階会場  
栃木県小山市横倉新田520番地  
電話 0285 (27) 4411



交通：JR小山駅東口（上図参照）よりタクシー利用 約12分  
なお、当日はJR小山駅東口より、専用バスを運行いたします。  
（発車時刻午前9時30分）

